

危機対策本部会議

日 時：令和2年4月17日（金）16：30～17：15

場 所：3号館3階会議室

内 容：

■長崎県の対策結果を受けて

- ・大学、高校共に4月22日～5月6日を休講（遠隔授業を含む）・休校とする
- ・4月20、21日は通常講義（授業）とするが、公共交通機関を利用して通学する学生、生徒から、感染に不安があり、欠席を申し出た場合は公欠扱いとする
- ・非常勤講師から同様の申し出があった場合は、補講を前提に休講を認める
- ・履修登録が4月20日までに終了しなかった学生については、修正申告の期間（5月11日～20日）で登録する
- ・院生も上記の期間は、学内関係施設内への立ち入りは禁止する
- ・休講・休校期間中については、不要不急の外出は避ける
- ・寮生を含めて、県内の移動については、保護者の迎えがある場合は許可し、県外への帰省は極力避ける。ただし、忌引きなど帰省が必要な事案は許可する
- ・大学教員の勤務については、自宅勤務とする。ただし、遠隔授業の準備や研究保持による出勤は認める。
- ・事務職員の勤務については、決算業務その他、学校運営のために必要な業務に従事する者など、最小限の人員の出勤に留め、事務局長が各課長と調整する
- ・高校教員の勤務についても、業務上で必要な出勤のみとする
- ・寮生の自学自習用の学習場所として、高校校舎を提供するが、教室を分散して利用することを条件とする
- ・クラブ活動については、あくまで自主練習のみとし、感染防止対策をとって実施する。ただし、文科省からの通達に沿って行う
- ・4月30日、電気保安点検（法定点検）は予定通り実施するが、立ち入り場所などを特定し、記録を残しておく
- ・4月21日までに、寮の対応、勤務の対応など検討し、整理する
- ・次回は5月1日（金）13時に「5月7日以降の取り扱い」について検討する